

令和6年9月11日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

医療広告ガイドラインに基づく標準的な対応期限も含めた
指導・措置等の実施手順書のひな型について

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

すなわち、「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」については、医療に関する広告の適正化を目的として、本事業の厚生労働省委託業者が医療機関等のウェブサイトの内容について確認し、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」等に抵触することが認められた場合には、直接、当該医療機関等に対して、医療広告規制の内容の周知及び適切な対応の依頼が行われております。その上で、十分な対応が確認できなかった場合には、委託業者から都道府県等に情報提供を行い、都道府県等において当該医療機関等に対する適切な指導が行われております。

本件は、都道府県等の指導を受けても1年以上にわたり改善が認められない事例が存在している実態を踏まえて、早期適正化を図るため、別添の「標準的な対応期限も含めた指導・措置等の実施手順書のひな型」が策定されており、都道府県等による指導・措置等の実施手順書の作成時の参考とすることとされています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会所属の医療機関への周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

<参考>

* 次の URL 又は QR コードから別添文書「標準的な対応期限も含めた指導・措置等の実施手順書のひな型」の閲覧が可能です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001294124.pdf>



一般社団法人 大阪府医師会総務課企画室
TEL 06-6763-7021 Fax 06-6764-0267